



2025年9月29日

各 位

会社名 株式会社Arent  
代表者名 代表取締役社長 鴨林 広軌  
(コード番号:5254 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 中嶋 翼  
(TEL 053-523-8072)

### 第1回新株予約権(信託型ストックオプション)の一部消滅に関するお知らせ

第1回新株予約権(信託型ストックオプション)の一部について消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容 第1回新株予約権(A02)

(1)消滅させる本新株予約権の名称	第1回新株予約権(A02)
(2)委託者	鴨林広軌
(3)受託者	梅林真如
(4)臨時株主総会決議年月日	2019年12月27日
(5)信託契約日	2019年12月27日
(6)交付基準日(信託期間満了日)	当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から30か月が経過した日
(7)権利行使期間	2019年12月27日～2029年12月26日
(8)新株予約権の行使時の払込金額	227円
(9)新株予約権の数(株数)	5,855個(普通株式 234,200株)
(10)消滅する新株予約権の数(株数)	1,707個(普通株式 68,280株)
(11)消滅後の新株予約権の数(株数)	4,148個(普通株式 165,920株)

(注)本新株予約権は、梅林真如を受託者とする信託に割り当てられており、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

#### 2. 本新株予約権消滅の理由

当社の代表取締役社長である鴨林広軌は、当社グループの現在及び将来の取締役、監査役、及び従業員(以下「役職員等」といいます。)向けに対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションなどを目的として、2019年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月27日付で梅林真如氏を受託者として「新株予

約権信託」(以下「原信託(第1回新株予約権)」といいます。)を設定しており、当社は原信託(第1回新株予約権)に対して、会社法に基づき2019年12月27日に第1回新株予約権(2019年12月27日臨時株主総会決議)を発行しております。

原信託(第1回新株予約権)は、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とすることを企図しております。この度、社内基準に基づきインセンティブポイントの付与を進めたところ、付与しきれない部分が発生したため、全株主に還元すべき性質ものと判断し、一部を消滅させることといたしました。

3. 本新株予約権の消滅日

2025年9月29日

4. 業績に与える影響

本新株予約権の消滅が業績に与える影響は、軽微であります。

以 上